

区民の声の公表（令和5年11月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
落ち葉等ごみを側溝に捨てる件	道路をお掃除されていて、掃いた落ち葉等をごみとして捨てずに、そのまま道路脇の側溝に捨てる方がいます。これは下水を汚すことになると思います。排水溝にはごみを捨てないという啓蒙運動をしてほしいかがでしようか。	道路脇の側溝についてですが、通常の降雨などにより落ち葉等が側溝に溜まった場合は、土木管理事務所で清掃を行います。各家庭で清掃して集めた落ち葉等については、袋にまとめて家庭ごみとして捨てていただくようお願いいたします。道路パトロール時、側溝にごみ捨てを見かけた際は、お声がけしていきます。側溝には、泥溜めがございますので、お住まいの周辺につきましては確認、清掃をさせていただきます。	土木部 工事第二課 (玉川土木管理事務所)	電話 03-3702-4914 FAX 03-3702-3762	令和5年11月1日	
生産緑地の保全について	世田谷区は、身近に畑が多くあり、緑が豊かなところが魅力だと考えるが、農地は年々減ってきている。 農地や山林には、緑の景観を作り人々の安らぎの場になる、ヒートアイランド現象を抑制し住みやすい環境を提供する、過密化を抑制する、生物多様性を保全する、治水効果がある、食べ物がどのように生産されているかを知ることができ食育につながる等々、様々なメリットがある。更に、住宅が増え過密となると、排気ガスや騒音、交通渋滞による問題も増加する。 農地や山林を保全するため、生産緑地を市民農園等として貸し出すなどにより宅地への転用を防いだり、農業振興、離農防止、過度な開発・造成の抑制に努め、緑豊かで過ごしやすく、空気の綺麗な世田谷区を将来に残せるような政策を進めてほしい。	農地は様々な機能を有しており、農地を保全することは持続可能なまちづくりを実現するために欠かせない、重要な施策の一つであると考えています。 一方、ご指摘のとおり、区内の農地は減少を続けており、その減少を最小限に抑えるべく後継者育成を含めた農業支援や、生産緑地制度・貸借制度の活用など様々な取り組みを進めているところです。 現在、世田谷区では21か所の区民農園を運営しており、これらは営農が難しくなった農地所有者様の農地を区が借り受けて区民農園として整備し、区民に区画を貸し出す形で実施しています。 引き続き、様々な制度を活用し、事業を効果的に実施していくことで、農地の保全と農業振興に取り組んでいきます。	経済産業部 都市農業課	電話 03-3411-6660 FAX 03-3411-6635	令和5年11月6日	
図書館蔵書の一部有料貸し出し提案について	現在、中高年層の間で需要のある健康、人生論、教養の類の書籍には大変数多くの貸し出し申込が入っています。 区内図書館の蔵書冊数によっては一年は言うに及ばず、数年待つこともあります。「それならばご自分で購入すればいいじゃないですか」と思われるかもしれませんが、大抵の場合、繰り返し読むことはありません。 大切なポイントはメモで残すか、コピーすれば済みます。読書好きの人は蔵書が多く置き場所にも困るほどです。このようなことでありがたく図書館を利用しています。 手前勝手な提案という見方もありますが、特定の人気書籍については大量購入して、有料で貸し出す仕組みが考えられます。しかし、図書館法を盾に公立図書館では対応できないということで、話が進みません。 「有料貸し出し」は著者、出版社、図書館利用者、図書館が四方丸く治まることになると思いますがいかがでしようか。法律があるから規則があるからということで改革、改善が進まないことが、現代日本においては数多く見受けられます。 腰を定めてその過程においての障害を乗り越えるかが重要です。本を買う代金を惜しんでいるのではなく、本の処置に困っているのです。私にとってはそれほど待たずに読むことができれば有料でも申し込みます。 図書館利用のみならず、区民が何を求めているのか常にお汲み取りいただき、前に進む区民のための行政をお願いします。	ご指摘のとおり図書館法第17条において、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と定められており、ご提案いただきました図書館蔵書の有料による貸し出しについては実施することができません。 今後の利用者負担の在り方の動向などを注視し、法律改正などの機運を捉えてまいります。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和5年11月6日	
コンビニ証明書10円	コンビニ交付の証明書手数料1通200円のところ、3月から4月に10円に減額することですが、どの位収入が減りますか。 ふるさと納税の影響により世田谷区の税収入が減っている中で、いかがなものでしょうか。	コンビニ交付の証明書手数料の減額につきましては、窓口混雑の緩和を図るために実施することにしました。例年3～4月は、転勤や進学等による引越しの手続きで住民票を取り扱う窓口が混雑し、来庁された方を長くお待たせしている状況があることから、証明書を取得される方に極力コンビニ交付をご利用いただき、窓口混雑の緩和に繋がりたいと考えています。 なお、証明書手数料減額に伴う歳入減につきましては、1か月あたり約1,000万円の歳入減を見込んでいます。 今後もサービス向上に努めてまいります。	地域行政部 住民記録・戸籍課	電話 03-5432-2236 FAX 03-5432-3077	令和5年11月8日	
高齢者のアルツハイマー予防に効果がある催し	テレビの番組で、運動しながら課題を（算数、しりとり）こなす動作は、高齢者のアルツハイマー病予防に効果があるとされ、ある地方自治体が実施した所、顕著な効果が示されたと報道されています。このアルツハイマー予防運動を世田谷区でも実施してもらえれば、多くの認知症予備軍の高齢者にとって有難い催しになり、多数の参加者が出るのではと思います。この催しにはトレーナーが必要となり、費用も掛かると思いますが、高齢者のアルツハイマー発症を遅らせる事ができれば、“ピンピン、コロリ”の余生をおくる事が出来、ひいては医療費、介護費の削減につながり、高齢者にかかる費用はトータルで削減されると思われます。	ご提案いただいた「運動をしながら、課題をこなす動作」については、大変重要と考えており、区としても例えば一般介護予防事業の「まるごと介護予防講座」や「はつらつ介護予防講座」のなかの、「認知症への備え」の講話の中で、認知症予防アプローチの一つとして、「運動をしながら、課題をこなす動作」を紹介し、そのあとの体操の時間の中で短時間ですが体験する時間を取っています。 また、認知症の発症予防には、日常生活のなかで、有酸素運動やバランスの良い食事、社会参加が大切と言われており、各地区のアんしんすこやかセンターで生活の見直しやもの忘れの相談も行っています。	高齢福祉部 介護予防・地域支援課	電話 03-5432-2953 FAX 03-5432-3085	令和5年11月9日	
出生通知票(赤ちゃん訪問連絡票)の電子申請ツールについて	出生通知票の電子申請ですが、スマートフォンに対応したツールを採用してほしいです。 先日娘が生まれたため、申請しようとしたのですが、スマートフォンから電子申請できないとわかりとても不便に思いました。何のための電子申請なんでしょうか。 就学援助などスマートフォンから申請できるものもあるので同様のスマートフォン対応のシステムに改善してほしいです。 すぐに改善を求めます。	ご指摘の通り、「出生通知票(赤ちゃん訪問連絡票)の電子申請」につきましては、現在、スマートフォン未対応のツールを用いて構築した申請フォームとなっております。今回頂きましたご意見を契機に関係所管に確認したところ、スマートフォンに対応した別のツールを用いて、現行と同様の申請フォームを構築することが可能と思われることがわかりました。 つきましては、本件、早期に改善する方向で、検討・対応させていただきます。	世田谷保健所 健康推進課	電話 03-5432-2446 FAX 03-5432-3102	令和5年11月9日	

<p>等々力溪谷の倒木と通行止めについて</p>	<p>夏から通行止めが続いているがいつ開通するのか知りたい。 世田谷の代表的な観光地であり、紅葉のシーズンでもあるので早く工事をしてほしい。 毎週観光客が通行止めを見てUターンしているところを見かけて悲しい気持ちになる。 外国人観光客も多く、通行止めであるなら多く周知するべき。</p>	<p>等々力溪谷公園につきましては、令和5年7月上旬に公園内で倒木が発生し、他の樹木についても倒木の危険性があるため遊歩道を通行止めにしております。 現在、公園内の樹木調査を実施しておりますが、これまでに虫害やこの夏の酷暑の影響で急激に枯れたり弱ってきている樹木が多数ある事が分かってきております。調査と並行して完全に枯れていた樹木5本については9月から11月にかけて伐採をしたところですが、等々力溪谷公園内の樹木の伐採や剪定作業につきましては、園内に作業車両が入れる場所がごく一部に限られており、作業の大半を人力で行っている状況です。そのため、今回調査で明らかになってきた倒木の恐れがある危険木の対処に、かなりの時間を要する事が見込まれており、安全が確保できるまで当面の間は遊歩道を通行止めとさせていただきますため、紅葉の時期の再開は難しい状況です。通行止めの情報につきましては、これまでに現地掲示や区の公式X（エックス：旧ツイッター）、ホームページでお知らせをしてきたところですが、日ごろから等々力溪谷公園をご利用されている皆様や観光で来園される皆様にはご不便をおかけして申し訳ございません。 今後の危険木の対処（伐採・剪定作業）や再開までの具体的なスケジュールにつきましては、現在実施している樹木調査が完了し、危険木の全容とそれに伴う作業量が明らかになった段階で、区の公式X（エックス：旧ツイッター）やホームページ、現地掲示の情報を随時更新していく予定です。</p>	<p>みどり33推進担当 部 公園緑地課 (玉川公園管理事務所)</p>	<p>電話 03-3704-4972 FAX 03-5706-1361</p>	<p>令和5年11月10日</p>	<p>区HP:等々力溪谷公園</p>
<p>せたがや婚活イベント(せた婚)について</p>	<p>私は世田谷区民なのですが、まさか地元で官製婚活イベントが行われるとは思っていませんでした。この事業の目的は何なのでしょう。どんな効果で事業成果を測るのでしょうか。なぜ男女だけが対象なのでしょう。なぜ年齢制限があるのでしょうか。結婚をして当然、という一つの観念を助長し、それ以外の生き方を選択する人、もしくは結婚という選択から排除されているジェンダーの人から見ると差別的とも言えます。世田谷区議会の議事録を見ても大した議論はされていないように見受けま。事業要綱も確認できません。民間の事業ならいざ知らず、このような事業に公金を支出することに大いに疑問です。</p>	<p>本イベントは、結婚を希望する若者に多様な出会いや交流の場を設け、支援することを目的としています。 また、本イベントは、都の補助事業を活用した事業であり、都が作成したチラシ等を参考に補助事業の主旨に沿った形として実施しているため、男女を対象とさせていただきます。年齢制限を設けたことにつきましては、若者支援施策の一環として実施しているため、30代までとしております。区としましては、結婚を助長する意図はなく、結婚は人生の選択肢の一つと考えますし、あくまで結婚を希望する若者を支援する、といった考え方です。そのうえで、結婚を望まれている人が多数いるというデータの他、出合いの場を求める声があること、区議会からのご意見もふまえたうえで、実施することといたしました。本イベント終了後、今回の事業に参加していただいた参加者からの声もふまえ、東京都や近隣自治体等の動きも注視しながら、今後の取り組みについて改めて検討していきたく考えております。</p>	<p>子ども・若者部 子ども・若者支援課</p>	<p>電話 03-5432-2585 FAX 03-5432-3050</p>	<p>令和5年11月13日</p>	
<p>うめとびあ 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ</p>	<p>私達は同施設で障害者団体の登録をして、数ヶ月に一度程度、20人から30人の勉強会を開いています。優先予約等の制度があり、施設のバリアフリーも整っており、使い勝手の良いところとして参加者からも好評です。ただ一つ、勉強会資料等のコピーが同施設では出来ず、徒歩5分離れたコンビニへ行くのを不得ないのがとても不便です。天気の悪い日もあり、担当が車椅子や杖を利用している場合は、コピーを取りに行かずに、複数で一つの資料を共有して我慢する事もあります。 うめとびあは、ワクチン接種会場として利用されており、市民活動の利用はまだまだ少ないと思います。今後、大きな会議室が市民活動に開放されれば、利用者の増大も見込まれ、近隣コンビニのコピーに依存しては、いろいろ不都合が出てくることを懸念しています。 民間企業に運営を委託している施設であることは承知していますが、やはり区民活動の重要な拠点施設として、コピーサービスを設けることが不可欠だと思います。私達のグループでは、コピー代負担も活動経費に一定の割合を占めており、是非、安価なコピーサービスをうめとびあに導入頂きたいと思い、提案する次第です。</p>	<p>当施設では、ご指摘のとおり印刷機は設置しておらず、ご不便をおかけし申し訳ありません。 近隣の公共施設では、赤堤通りを挟んで当施設と反対側にあります、児童相談所（旧総合福祉センター）において、利用登録をしていただいた障害者団体へ印刷機、紙折機及び点字プリンターを無料で貸し出しております。 児童相談所の会議室の使用の有無に関わらず、印刷室のみのご利用も可能ですので、詳細は児童相談所内受付（TEL 3324-7663）までお問い合わせいただけると幸いです。 また、総合プラザの貸出し会議室等では、プロジェクターやモニター、スクリーンの貸出しも実施しております。モニターやスクリーンでも資料の投影が可能ですので、併せてご活用いただければ幸いです。 いただいたご意見と今後の課題を総合プラザの指定管理者とも共有し、今後、より利便性の高い印刷機やコピー機の設置を検討してまいります。</p> <p>【参考】 児童相談所内 団体活動支援スペース 会議室A(35名)、会議室B(35名)、活動支援室(20名)、印刷室 利用時間：9：00～22：00 ◆障害者団体は団体登録後に無料で利用可能となります。 障害者団体：メンバーの過半数が、障害のある方(※)またはその家族等 ※身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健手帳を持つ方、難病で東京都医療助成を受けている方、介護保険の認定を受けている方 ◆予約の方法等詳細はTEL (3324)7663 FAX (6379)0732にてお問い合わせください。</p>	<p>保健福祉政策部 保健医療福祉推進課</p>	<p>電話 03-5432-2428 FAX 03-5432-3017</p>	<p>令和5年11月13日</p>	
<p>保育園申し込み書類の簡易化とシステムの改善</p>	<p>今回第二子のための保育園申込書類のために、就労証明書を作成しています。私はフリーランスなので、直近3カ月のタイムスケジュールの提出を求められますが、表面と裏面、同じような内容を違うフォーマットで作成せねばならず、とても時間を取られてしまいます(表面には労働時間を記入し、裏面はそれを一日のグラフのようにして提出しなければなりません)。内容的には同じことの証明になるものを二度も別の形で提出しなければならない意図は何ですか。 もしどうしても必要な場合は、表面を入力すれば裏面も自動的にグラフに反映できるようなシステムを利用することは困難ではないように思いますが。また、オンライン申請の際、7日ログインしないとデータが消えてしまう仕様になっています。この理由はなぜでしょうか。上記の通り時間がかかる作業ですし、第一子の世話をしながらでは少しずつ進めるしかありません。今回もデータが消える直前に思い出し、3度ログインしましたが、最終的に一度消えてしまいました。7日という短期間しかデータを維持しない合理的な理由があるなら教えてください。</p>	<p>自営業やフリーランスの方は、雇用されている方のように所定の就労時間や休憩時間が決まっていないため、1ヶ月毎の就労実績を詳細に記入していただき確認する必要があります。月間スケジュール表の表面の記載だけで確認できる場合もあります。また、一日のうちに就労場所を複数移動される場合、移動時間は就労時間に含まないため、その確認のためにより詳細な内容が必要となり、裏面の記載もお願いしているところです。 いただいたご意見を参考に、保護者様のご負担を軽減できるよう、今後様式の改善に向けて検討いたします。 なお、オンライン申請のデータ保存期間につきましては、東京共同電子申請・届出サービスで設定されているものですので、世田谷区で設定できるものではありません。 データ入力の所要時間は30分～40分ですので、それを目安に、ご申請がスムーズに行えるようお手元に必要書類をすべて揃えてからご入力いただきますようご協力のほどお願いします。</p>	<p>子ども・若者部 保育認定・調整課</p>	<p>電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506</p>	<p>令和5年11月14日</p>	
<p>世田谷区の区立中学の環境改善のお願い</p>	<p>先日、区立中学の見学に行きました。 ・給食が美味しくないと声多数 ・トイレが、和式がほとんど。困るお子さんが多いと思います。 区立小学校と比べて環境が悪いと感じ、子どももこの中学は行きたくないという感想でした。 お子さんが私立中学に流れるのは、こういう環境の不整備が原因の一つだと思います。 給食費は無料ではなくて良いので、育ち盛りの子供に、美味しい給食を食べさせてください。</p>	<p>①給食について 学校給食は、塩分やカルシウム、たんぱく質などの栄養素について、1回の食事で必要な量が国の学校給食摂取基準に定められており、学校給食太子堂調理場及び各学校の栄養士は、その基準をもとに献立を作成しています。特に味に大きく関係する塩分量については、国の基準では給食1回あたり2.5g未満となっており、この基準に近い分量で調理を行っていますので、献立の組み合わせによっては味が薄く感じることもあるかと思えます。学校給食は、児童・生徒の健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解を深めるうえで大変重要な役割を担っています。食塩の過剰摂取は生活習慣病の発症に関係することですので、予防のため子どものころからの望ましい摂取量にすることが必要です。また、調理場から提供する給食は学校への搬送に時間が掛かってしまうため、自校調理方式の給食に比べ、料理によってはどうしても冷めてしまうことがあり、美味しくないと感じることもあるかと思えます。これについては保温機能のある2重構造の食缶を使用し、少しでも温かい給食を運べるよう努めています。このように給食の提供にあたっては様々な事情や制約がありますが、今後子どもたちの嗜好や喫食状況も踏まえ、献立や調理方法を工夫しながら、安全で美味しい給食の提供に努めてまいります。</p> <p>②トイレについて 学校のトイレにつきましては、衛生面の観点からも適切な維持管理と改修が重要であるものと認識しており、洋式化を含めたトイレの改修工事に順次取り組んでおります。該当の中学校におきましては、校舎棟西側にある、1年生、授業間移動の生徒、特別支援学級の生徒が使用するトイレにつきましては、平成17年に洋便器化改修を行っております。一方、校舎棟東側にある、2年生、3年生の生徒が使用するトイレにつきましては、平成11年に改修工事を行っておりますが、現時点においても和式便器が多く、ご不便をお掛けしております。近年の厳しい財政状況のなか、全面改修等を一齐に行うことは困難ですが、便器のみを洋式へ改修する簡易な手法などを活用し、順次整備を行ってまいります。引き続き学校と連携して、良好な教育環境の整備に努めてまいります。</p>	<p>①について 教育政策・生涯学習部 学校健康推進課 (学校給食太子堂調理場)</p> <p>②について 教育政策・生涯学習部 教育環境課</p>	<p>電話 03-3410-2753 FAX 03-3424-4007</p> <p>電話 03-5432-2663 FAX 03-5432-3029</p>	<p>令和5年11月16日</p>	

<p>身障者のタクシー券について</p>	<p>私は身体障害者でタクシー券を交付して頂き感謝しております。現在タクシー券が100円の額面が多く、使いにくいのです。運賃が改定され値上げになってからちょっとした通院でも無縁で呼べば1000円を超えます。100円券の枚数が多くなると支払いも面倒ですし、タクシーの運転手もうんざりしています。今後できれば100円の券を減らしていただき、500円かもしくは違う金額で発行していただければ幸いです。</p>	<p>福祉タクシー券は一般のタクシーだけでなく、介護タクシーや福祉有償運送でも利用できます。それぞれの事業者で料金体系が異なっており、また福祉タクシー券はおつりが出ない仕組みのため、少額の100円券を配布させていただいているところで。なお、今般のタクシー料金の改定に際しては、令和5年度から福祉タクシー券の500円券を1枚追加しております。福祉タクシー券については、よりよい使い方について検討してまいります。令和6年度は現行通りで行うこととしております。</p>	<p>障害福祉部 障害者地域生活課</p>	<p>電話 03-5432-2418 FAX 03-5432-3021</p>	<p>令和5年11月17日</p>	
<p>DX推進:けやきネットの機能拡大</p>	<p>世田谷区には施設予約や利用料請求を行う”けやきネット”というシステムがあります。区が能動的かつ頻りに利用者の意見を吸い上げ、システムをバージョンアップすることで、より利便性が高く効率のよい施設利用が可能になると思っていますので、以下を要望します。 一般団体の当日予約、当日キャンセルを、けやきネットでできるようにして欲しい。 (現状は前日までならけやきネットで可能、当日は電話や施設の窓口での対応)</p>	<p>けやきネットのシステムでは、前日の24時までには予約やキャンセル頂いた団体情報を、当日の朝までに、すべての区民利用施設にFAXで送り、その情報を基に施設を管理しています。当日の予約やキャンセルについては、前日24時の締切り後のため、システムでは対応ができず、直接お電話いただくことで、手処理で予約の受付やキャンセルに対応している状況です。また、施設の中には地域の方に鍵の開け閉めを依頼している「無人館」も多くあり、当日の変更への対応が難しい状況です。ご要望いただいた点につきましては、現行のシステムと体制では対応が難しいため、今後の課題とさせていただきます。</p>	<p>地域行政部 地域行政課</p>	<p>電話 03-5432-2251 FAX 03-5432-3068</p>	<p>令和5年11月17日</p>	
<p>駒沢公園通りの街路樹剪定について</p>	<p>そもそも街路樹を植える目的は何なのでしょう。街路の美観と夏の日陰を作るのが主な目的と思いますが、駒沢公園通り（駒沢通～玉川通り間）のイチヨウ並木はそれとはかけ離れたみじめな景観を示しています。これまでも主枝はかなり短く剪定されていましたが、昨年の剪定は樹木のことを全く知らない人の作業としか思えない強剪定で、幹から直接出ている主枝が50cmほどしか残っていない姿にされてしまいました。案の定、今年の枝葉は幹に葉を巻き付けただけのような肉巻きのような形で、これでは必要な栄養を作れないのではないかと心配な状態です。黄葉の季節になりましたがほとんどの木は元気がなく、このまま枯れてしまうのではと心配な木もあります。多分今年の落ち葉は昨年の半分以下ではないかと思いますが、落ち葉を少なくするのが目的なら、街路樹は無くてもいいのではと思えます。今年もまたこのような剪定をくりかえすのでしょうか。イチヨウの木があまりにかわいそうです。剪定については樹木医等の専門家の指導の下に行ってほしいと思えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、街路樹を植える目的の1つは街の美観向上です。イチヨウの街路樹につきましても樹種本来の樹形で、のびのびと育てられればよいのですが、現地は歩道も狭く建物との距離が近い箇所もあり、やむをえず大きく切っている現状です。剪定は基本的に2年に1度行っておりますので、今年は剪定の予定はありませんが、次年度剪定を行う際は、改めて街路樹と周辺の状態を踏まえた上で木の健康状態や景観への配慮等、適切な剪定を実施します。</p>	<p>みどり33推進担当部 公園緑地課 (玉川公園管理事務所)</p>	<p>電話 03-3704-4972 FAX 03-5706-1361</p>	<p>令和5年11月20日</p>	
<p>区立図書館のサイト停止の周知不足</p>	<p>11月18日、区立図書館のサイトにアクセスできません。そのため、延長予定だった書籍の手続きができなくて困っています。サーバーメンテナンスであれば、事前に利用登録者にメールで周知するなど配慮がほしいです。サーバーダウンなどであれば延長手続きの救済措置について格段の配慮をしていただきたく申し入れを致します。</p>	<p>今回の図書館ホームページの利用停止については、区施設の電気設備点検が原因であったため、事前に区のホームページ、並びに図書館ホームページ上で図書館ホームページ停止の周知を行ってまいりました。今後の周知方法につきましては、ホームページ以外による周知方法など効果的な方法について検討してまいります。なお、サーバーダウンなど事前にお知らせすることが難しい事態が発生した場合には、状況に応じた救済措置を検討し、実施することとしております。</p>	<p>教育政策・生涯学習部 中央図書館</p>	<p>電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436</p>	<p>令和5年11月20日</p>	
<p>なぜICT化しないのでしょうか</p>	<p>提出する書類に毎月膨大な量の書類を印刷し、押印しなければなりません。紙で保存する必要があるためメールでの提出はできないと言われました。デジタル化する予定もなく、資源やマンパワー、税金の無駄遣いをなくすることができるデジタル時代において、なぜ紙で保存しているのか疑問です。補助金の関係で紙で保存が必要と言われていますが、電子化に成功している自治体もあるようです。公立小学校ではSDGsを教えており、「資源の無駄使いはやめましょう」と言っているのに、区役所では大量の紙を使っています。これは温暖化の原因にもなっています。2023年の現代に、まだこんなアナログな業務をしている民間企業はあるのでしょうか。行政がアナログ文化から抜け出せないことで、日本のICT化は遅れているのではないかと心配です。これからもこの状態を子どもたちに引き継ぐつもりですか。今すぐにICT化をお願いします。</p>	<p>グループホームにおける区加算の請求や補助金の申請に関しまして、現在は全庁的なオンライン申請の体制が構築されていないため、請求書等を書面で行っています。いただいたご意見に関しては、所管課としても、オンライン化による利便性の向上や資源の削減が期待できるものと認識しています。現在、区では手続きオンライン化の拡充に向けて申請手続きの見直しに取り組んでいる所です。しかし、オンライン申請を導入するにあたっては、申請から内部処理までの一連の事務プロセスを想定し構築することが必要となるため、直ちにオンライン化することが難しいことについて、ご理解ください。</p>	<p>障害福祉部 障害施策推進課 (区加算)</p>	<p>電話 03-5432-2413 FAX 03-5432-3021</p>	<p>令和5年11月22日</p>	
<p>公立校のプリント配布について</p>	<p>お世話になります。世田谷区の小学校に子供が通っております。毎日のように大量のプリントを持ち帰ってくるのですが、共働きで忙しく、管理するのが難しいです。重要書類ならまだしも、学芸会の親の感想文まで提出を要求し、且つSDGsを教えているのに紙で配布する意味がわかりません。インク代も紙代も先生方の労働時間も全てが無駄ではと思っています。その上費用は税金で賄われています。オンラインで完結可能なものはGoogleフォームなどを活用し、資源の削減をするようにしていただきたいです。</p>	<p>区では、全庁で印刷物やコピー用紙の削減に取り組んでおり、小・中学校でも区のホームページへの掲載、また、学校連絡情報配信システムのすくーる、電子メールの活用等によりご家庭への案内等に係る印刷物の削減に取り組んでいるところ。一方で、スマートフォンや電子メールをご利用にならないご家庭や紙面での情報提供を希望されるご家庭もあることから、電子と紙面とを併用することにより、いずれのご家庭にも漏れなく情報が提供できるよう取り組んでいるところ。また、小・中学校以外からの印刷物の配付の依頼もあり、ご家庭ごとに電子と紙面とで情報提供の方法を区分することも難しい状況にございます。電子化の過渡期にあるものとご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。引き続き、持続可能な社会の実現を目指して資源の削減、ESD(持続可能な開発のための教育)に取り組んでまいります。</p>	<p>【学校経営の支援及び改善について】 学校教育部 教育指導課</p>	<p>電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041</p>	<p>令和5年11月24日</p>	

<p>区議会の議事録を早く発行して下さい</p>	<p>委員会、本会議等の議事録を読むことが出来るのは現在は開催後2、5ヶ月～3か月後です。 なぜこのように時日を要するのか分かりませんが、遅くとも開催後1～2週間で開示するようにお願いします。 デジタル化やAIの時代です。録音から自動的に文字起こしも可能でしょう。</p>	<p>現在、委員会の会議録公開につきましては、速記録の作成に2週間程度、校正作業に3週間程度、校了後に議長および委員長の確認を経た後、データとしてインターネット上に掲載するまでに2週間程度かかるため、全体でひと半月から2ヶ月程度の期間を要しております。 また、本会議につきましては、速記録の作成に30日程度、校正作業に3週間程度、校了後に会議録の製本作業を行い、議長等の確認を経た後、データとしてインターネット上に掲載するまでに3週間程度かかるため、全体で2ヶ月半程度の期間を要しております。 公的な記録である会議録には精緻な正確性が求められるため、十分な調製時間を要しますが、AI等の活用も含め、今後少しでも早く皆様へ公開するための方法を検討してまいります。</p>	<p>区議会事務局</p>	<p>電話 03-5432-2777 FAX 03-5432-3030</p>	<p>令和5年11月27日</p>	
<p>給食(小学校)の内容について</p>	<p>世田谷区立小学校に子供が2名(小5と小2)通っている保護者です。 給食のメニューについて、果物が減りました。減りました、というよりついにほぼでなくなった、という方が正しいでしょうか。 「ほぼみかんとリンゴしか出なかったけど、ついに果物自体が出ることがほぼなくなった」とのことでした。 子供が分かるくらいメニューが変わるというのはいかがなものでしょうか。 小5の子供が小1の頃はメロン・スイカ・ぶどう等、まんべんなくメニューにあがっていた筈です。 牛乳については私が世田谷区立の小学生の時には有名メーカーのものだったのに、子供の代になってからPTAで給食を試食したところ無名のメーカーとなり、正直美味しくありませんでした。 昨今、物価の値上がりで区の財政も厳しいかと存じますが、これからの世の中を担う子供の給食メニューの質を低下させるのはいかがなものでしょうか。ましてや市区町村の小学校なので、世帯収入の低いご家庭もあるはずで、果物を食べたことのないまま成長してしまう子供も出てきてしまいます。 来期の予算については是非、給食をコロナ前の内容に戻す方向で検討していただきたくよろしく願いいたします。</p>	<p>世田谷区の学校給食は、各学校に所属している栄養士が、国が定める学校給食摂取基準を踏まえて、子どもたちの成長期に必要な摂取量とたんぱく質やビタミンなどの栄養価を考慮し、様々な食品を組み合わせながら献立を作成しております。 昨今のエネルギー価格や物価高騰の影響により、学校給食で使用する食材価格も以前と比べ高騰している状況にある中、区では、令和4年6月より高騰する食材費の支援として、現行の給食費単価の10%相当を公費により上乗せしております。 また、果物の摂取量について基準を満たすよう、栄養士が生果物だけでなく缶詰の果物も活用するなど献立を工夫しながら、給食の質の維持に努めているところですが、販売価格によっては使用できる果物が限られる場合もあります。 現在、食材価格の高止まりが続いている状況を踏まえ、区では、今年の12月から来年の3月までの間、給食費単価の10%相当から15%相当の上乗せに拡充し、食材費の増額を追加します。 今後も学校給食の質の維持・向上及び安全・安心な給食の提供に努めてまいります。</p>	<p>教育政策・生涯学習部 学校健康推進課</p>	<p>電話 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029</p>	<p>令和5年11月30日</p>	